

# 入 札 説 明 書

件 名

高鉄車両基地線推進部設計業務委託

【制限付き一般競争入札】

(最低制限価格対象案件)

仙 台 市 ガ ス 局

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、仙台市ガス局契約規程（昭和39年仙台市ガス局規程第8号。以下「規程」という。）、工事に係る業務委託契約における競争入札実施要綱（平成30年9月27日管理者決裁）、仙台市ガス局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、仙台市ガス局（以下「本局」という。）が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 公告日 令和3年1月25日

2 入札担当部局, 問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒983-8513 仙台市宮城野区幸町五丁目13番1号
- (2) 担当課：仙台市ガス局総務部財務課契約係 電話022-292-7718
- (3) 調達責任者：仙台市ガス事業管理者

3-1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 **高鉄車両基地線推進部設計業務委託 一式**
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 契約締結の翌日から令和3年6月30日まで

3-2 最低制限価格

本入札は、最低制限価格対象案件である。次の関係要綱をよく確認すること（別添参考資料を参照のこと）。

- (1) 工事に係る業務委託契約における最低制限価格取扱要綱（平成28年3月31日管理者決裁）

4 入札参加者に必要な資格

制限付き一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本局の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における令和元・2・3年度競争入札参加資格（コンサル）の認定を受けている者であること。また、当該資格において、申請種目を「**建設コンサルタント下水道部門**」または「**建設コンサルタント上水道部門**」で登録している者であること。
- (2) 仙台市内に本店又は支店、営業所を有する者であること。
- (3) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (4) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年11月10日管理者決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (8) 小口径以上の推進工事に係る設計業務について、元請負としての業務実績があること。（平成18年以降に業務完了したものに限る。）
- (9) 管理技術者及び照査技術者として次の要件を満たす者を配置できること。
  - ①当該入札参加者と直接雇用関係にあること。

②技術士（総合技術監理部門「上下水道」または「上下水道部門」）の資格を有している者であること。

## 5 入札参加者に必要な資格の確認等【入札前資格確認型】

(1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、制限付き一般競争入札参加申請書及び添付書類（以下「制限付き一般競争入札参加申請書等」という。）を提出し、本局から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに制限付き一般競争入札参加申請書等を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類：①**制限付き一般競争入札参加申請書（様式第1号）**

②類似業務の実績調書（様式第2号）及び記載内容が確認できる書類

ア 実績調書に記載された業務の契約書の写し又はTECRIS（テクリス）登録情報等の写し

イ 業務実績を確認出来る書類（TECRIS（テクリス）登録情報、図面、仕様書等）の写し

※類似業務とは、4（8）に掲げる業務をいう。

※履行内容が確認できないときは、追加資料の提出を求める場合がある。

③配置予定技術者に関する調書（様式第3号）及び記載内容が確認できる書類

ア 技術者が有する資格者証の写し

イ 技術者の雇用関係が確認出来る書類（健康保険被保険者証等）の写し

イ 提出期間：令和3年1月25日から令和3年2月15日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後0時45分から午後5時まで。郵送の場合は、提出期間最終日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：〒983-8513 仙台市宮城野区幸町五丁目13番1号  
仙台市ガス局総務部財務課契約係 電話022-292-7718

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

(2) 制限付き一般競争入札参加申請書の様式は、本局ホームページよりダウンロードすること。

<http://www.gas.city.sendai.jp/top/contract/notice/index.php>

(3) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以降、本局の審査により行うものとし、その結果は**令和3年2月25日までに**通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「制限付き一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。

(4) 上記（3）に示す「制限付き一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記（1）ウの場所に提出すること。

## 6 仕様書に対する質問

(1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次により提出すること。

ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）

イ 提出期間：5（1）イに同じ。

ウ 提出場所：5（1）ウに同じ。

エ 提出方法：5（1）エに同じ。

- (2) (1) のすべての質問に対する回答は、令和3年2月25日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

## 7 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 **令和3年3月5日 午後2時00分**

ただし、郵便による入札の受領期限は令和3年3月4日とする。

- (2) 場 所 〒983-8513 仙台市宮城野区幸町五丁目13番1号

仙台市ガス局幸町庁舎 **5階 第一会議室**

ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市ガス局総務部財務課契約係」とすること（住所は上記に同じ）。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-292-7718）

## 8 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除  
(2) 契約保証金：契約金額の10分の1以上

### 9-1 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規程を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記（19）の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**制限付き一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本局から交付を受けたもので、写しによることができる。）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。  
なお、代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。  
ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者  
イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。  
ア 件名（**高鉄車両基地線推進部設計業務委託**）  
イ 入札金額（**総額（消費税及び地方消費税相当額抜き）**）  
ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）

エ 宛て先（「仙台市ガス事業管理者」と記入すること。）

オ 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）

カ 入札者氏名及び押印

(10) 持参による入札の場合においては、入札書を封書に入れ、7（1）に示した日時に、7（2）に示した場所において提出しなければならない。なお、積算内訳書（「9-2 積算内訳書」を参照のこと。）を必ず持参すること。

郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び制限付き一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、7（1）に示した受領期限までに、7（2）に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載し、また、積算内訳書（「9-2 積算内訳書」を参照のこと。）を同封すること。

(11) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。

(12) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約予定金額）とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。

(13) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。

(14) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。

(15) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）から提出された書類を本局の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。

(16) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。

(17) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(18) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取り止めることができる。

(19) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない仙台市ガス局職員を立ち合わせてこれを行う。

(20) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は、入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

## 9-2 積算内訳書

- (1) 入札参加者又はその代理人は、持参による入札の場合においては、入札時に初回の入札金額に対応した**積算内訳書**を必ず持参すること。また、郵便による入札の場合においては、郵送時に**積算内訳書**を必ず同封すること（郵送の方法については、9-1（10）を参照すること。）  
なお、必要事項（入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）、件名、費目ごとの内訳、合計金額）をもれなく記入しておくこと。
- (2) 積算内訳書は返却しない。

## 10 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札候補者又は落札者としていた場合には当該決定を取り消す。

なお、本局より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 7（1）に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) 当該入札の辞退を表明している入札書（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）
- (15) 初回の入札金額に対応した積算内訳書のない入札
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 11 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。ただし、落札者の決定にあたっては、最低制限価格（3-2に示す関係要綱に基づく。）を適用し、設定した最低制限価格を下回る入札が行われたときは、当該入札を行った者を失格とし、予定価格以下で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 予定価格以下で、かつ最低制限価格以上であって最低価格である同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者（入室していた代理人を含む）にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者がいるときは、当該入札執行事務に係りのない仙台市ガス局職員を入室させ、これらの者に代わっ

てくじを引かせて落札者を決定する。くじ引きの辞退は、これを認めない。

- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (4) 落札者が、規程第10条で定める期日まで、契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

## 12 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行わない。この取扱いにより、落札候補者又は落札者に損害が発生しても、本局は賠償する責めを負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 制限付き一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

## 13 留保条項

- (1) 契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

## 14 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、契約書の取り交わしを行うものとする。
- (2) 本契約は双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

## 15 支払いの条件

別添契約書案による。

## 16 契約条項

別添契約書案及び規程による。

## 17 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書などについての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。

## 留 意 事 項

### 件名 高鉄車両基地線推進部設計業務委託

入札説明書本文に記載のとおり、制限付き一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、制限付き一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

#### ○ 制限付き一般競争入札参加申請時の提出書類

| No. | 項 目                                 |
|-----|-------------------------------------|
| 1   | 制限付き一般競争入札参加申請書                     |
| 2   | 類似業務の実績調書（様式第2号）及び記載内容が確認出来る書類      |
| 3   | 配置予定の技術者に関する調書（様式第3号）及び記載内容が確認出来る書類 |
| 4   | その他必要と認めるもの（必要な場合は別途指示するもの）         |

#### ○ 入札時の必要書類等（持参の場合）

| No. | 項 目                        |
|-----|----------------------------|
| 1   | 制限付き一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）   |
| 2   | 委任状（代理人が入札する場合のみ。本局様式に限る。） |
| 3   | 入札書（本局様式に限る。）              |
| 4   | 入札用封筒                      |
| 5   | 再度入札等に使用する印                |
| 6   | 積算内訳書                      |



(様式第1号)

|      |   |   |   |   |   |   |
|------|---|---|---|---|---|---|
| 整理番号 | 0 | 2 | E | 0 | 0 | 4 |
|------|---|---|---|---|---|---|

## 制限付き一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛て先)

仙台市ガス事業管理者

申請者住所

商号又は名称

電話番号

氏名

印

件名 高鉄車両基地線推進部設計業務委託

上記の案件に係る制限付き一般競争入札に参加したいので、下記の書類を添えて申請します。  
なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

### ●添付書類（入札説明書で示した必要書類）

- 1 類似業務の実績調書（様式第2号）及び記載内容が確認出来る書類
- 2 配置予定技術者に関する調書（様式第3号）及び記載内容が確認出来る書類

連絡先 担当者氏名

電話番号

E-mail

(注) 申請は、原則として本店の代表者名で行ってください。ただし、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任する内容で競争入札参加資格申請（名簿登録）を行っている場合は、その内容に従い受任者名で申請してください。

(様式第2号)

## 類似業務の実績調書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

印

### 1. 入札参加業務件名

|          |                  |
|----------|------------------|
| 整 理 番 号  |                  |
| 入札参加業務件名 | 高鉄車両基地線推進部設計業務委託 |

### 2. 業務実績

|             |  |         |  |
|-------------|--|---------|--|
| 業 務 実 績 件 名 |  |         |  |
| 発 注 者       |  |         |  |
| 業 務 場 所     |  |         |  |
| 契 約 金 額     |  | 履 行 期 間 |  |
| 業 務 内 容     |  |         |  |

・TECRIS登録番号  
※入札参加条件を満たしていることが明白に分かるように記入のこと

注1) □欄はレ点等でチェックして下さい。

|  |
|--|
|  |
|--|

## 配置予定技術者に関する調書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

印

### 1. 入札参加業務件名

|          |                  |
|----------|------------------|
| 入札参加業務件名 | 高鉄車両基地線推進部設計業務委託 |
|----------|------------------|

### 2. 配置予定技術者

#### ① 管理技術者

|             |  |             |       |
|-------------|--|-------------|-------|
| 技 術 者 氏 名   |  |             |       |
| 資 格 名 称     |  |             |       |
| 資 格 者 証 番 号 |  | 資格登録<br>年月日 | 年 月 日 |
| 入 社 年 月 日   | 年 月 日 入 社  |             |       |
| 確 認 書 類     | <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他( ) |             |       |

#### ② 照査技術者

|             |  |             |       |
|-------------|--|-------------|-------|
| 技 術 者 氏 名   |  |             |       |
| 資 格 名 称     |  |             |       |
| 資 格 者 証 番 号 |  | 資格登録<br>年月日 | 年 月 日 |
| 入 社 年 月 日   | 年 月 日 入 社  |             |       |
| 確 認 書 類     | <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> その他( ) |             |       |

注1) □欄はレ点等でチェックして下さい。

捨印

# 入札書

件名 高鉄車両基地線推進部設計業務委託

|      |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |
|------|----|---|----|----|----|---|---|---|---|---|
| 入札金額 | 拾億 | 億 | 阡萬 | 百萬 | 拾萬 | 萬 | 阡 | 百 | 拾 | 円 |
|      |    |   |    |    |    |   |   |   |   |   |

(注:入札金額は契約希望金額から消費税(相当)額を除いた金額)

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、  
仙台市ガス局契約規程を守り入札します。

令和 年 月 日

(宛て先)

仙台市ガス事業管理者

会社(商号)名:

入札者氏名:

印

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することになります。





捨印

# 委任状

令和 年 月 日

(宛て先)

仙台市ガス事業管理者

住 所 :  
委任者 商号又は名称 :  
代表者職氏名 : 印

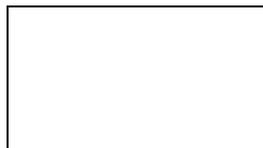
私は 〃 を代理人と定め、令和 年 月 日  
仙台市ガス局にて行う下記件名の入札及び見積に関する一切の権限  
を委任します。

## 記

件名 高鉄車両基地線推進部設計業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



〔記載例〕

代表者印

# 委任状

令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日

(宛て先)

仙台市ガス事業管理者

住 所: □□市□□町〇丁目〇〇番〇〇号

委任者 商号又は名称: △△△△△株式会社

代表者職氏名: 代表取締役 □□ □□

代表者印

私は □□□ □□□ を代理人と定め、令和〇〇年〇〇月〇〇日

仙台市ガス局にて行う下記件名の入札及び見積に関する一切の権限  
を委任します。

## 記

件名 高鉄車両基地線推進部設計業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑

使用  
印鑑

【案】

契 約 番 号  
第 号

土木設計業務等委託契約書

| 収 入 印 紙 欄   |       |
|-------------|-------|
| 1 万円未満      | 非課税   |
| 100 万円以下    | 200 円 |
| 200 万円以下    | 400 円 |
| 300 万円以下    | 1 千円  |
| 500 万円以下    | 2 千円  |
| 1 千万円以下     | 1 万円  |
| 5 千万円以下     | 2 万円  |
| 1 億円以下      | 6 万円  |
| 5 億円以下      | 10 万円 |
| 10 億円以下     | 20 万円 |
| 50 億円以下     | 40 万円 |
| 50 億円を超えるもの | 60 万円 |

1 委託業務名 \_\_\_\_\_

2 履行期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

3 業務委託料

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

(うち取引に係る消費税  
及び地方消費税額)

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

4 契約保証金

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

上記業務について、仙台市ガス局（以下「発注者」という。）と、消費税及び地方消費税に係る 

|   |
|---|
| 課 |
| 免 |

 税業者 \_\_\_\_\_（以下「受注者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記記載事項及び次の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の

共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連

帯して実施する。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 仙台市宮城野区幸町五丁目13番1号

氏名 仙台市ガス事業管理者 印

受注者 住所

氏名 印

## (総 則)

**第 1 条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

## (定義)

**第 1 条の 2** この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

## (指示等及び協議の書面主義)

**第 2 条** この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

#### (業務工程表等の提出)

**第3条** 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて業務工程表及び着手届を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

#### (契約の保証)

**第4条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

一 契約保証金の納付

二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供

三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第50条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

4 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求ことができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### (権利義務の譲渡等の禁止)

**第5条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (著作権の譲渡等)

**第6条** 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第一号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に

無償で譲渡するものとする。

- 2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第九号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

#### （一括再委託等の禁止）

**第7条** 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、仙台市ガス局の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年11月10日管理者決裁。次項において「指名停止要綱」という。）別表第二十一号による指名停止の期間中の者又は仙台市ガス局入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日管理者決裁。以下「暴力団等排除要綱」という。）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を、この契約に関連する契約（下請契約、委任契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約で、この契約に関連して締結する契約をいう。以下この条において同じ。）の相手方とすることができない。
- 4 受注者は、指名停止要綱による指名停止（同要綱別表第二十一号によるものを除く。）の期間中の者に業務を委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者がやむを得ないと認め、次項の規定により承諾した場合はこの限りでない。
- 5 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。この場合においても第3項の規定に反する契約はできないものとする。
- 6 発注者は、受注者に対して、この契約に関連する契約の相手方につき、その商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### （特許権等の使用）

**第8条** 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

**(意匠の実施の承諾等)**

**第8条の2** 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用いるときは、発注者に対し、成果物によって表現される構造物又は成果物を利用して完成した構造物（以下「本件構造物等」という。）に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。

2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠法第3条に基づく意匠登録を受ける権利を発注者に無償で譲渡するものとする。

**(調査職員)**

**第9条** 発注者は、調査職員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。調査職員を変更したときも、同様とする。

2 調査職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて調査職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の管理技術者に対する業務に関する指示

二 この契約書及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

三 この契約の履行に関する受注者又は受注者の管理技術者との協議

四 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他この契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の調査職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの調査職員の有する権限の内容を、調査職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく調査職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 第1項の規定により発注者が調査職員を置いたときは、この契約書に定める指示等は、設計図書に定めるものを除き、調査職員を経由して行うものとする。この場合においては、調査職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

**(管理技術者)**

**第10条** 受注者は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも同様とする。

2 管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第14条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

**(照査技術者)**

**第11条** 受注者は、設計図書に定める場合には、成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができない。

(地元関係者との交渉等)

**第12条** 地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して生じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

**第13条** 受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

**第14条** 発注者は、管理技術者若しくは照査技術者又は受注者の使用人若しくは第7条第5項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、調査職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

**第15条** 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

**第16条** 発注者が受注者に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)

**第17条** 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、調査職員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(条件変更等)**

**第 18 条** 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - 五 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(設計図書等の変更)**

**第 19 条** 発注者は、前条第 4 項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第 21 条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(業務の一時中止)**

**第 20 条** 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前 2 項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (業務に係る受注者の提案)

**第 21 条** 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

#### (受注者の請求による履行期間の延長)

**第 22 条** 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (発注者の請求による履行期間の短縮等)

**第 23 条** 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (履行期間の変更方法)

**第 24 条** 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第 22 条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### (業務委託料の変更方法等)

**第 25 条** 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### (臨機の措置)

**第 26 条** 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければ

ならない。

3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

#### (一般的損害)

**第27条** 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (第三者に及ぼした損害)

**第28条** 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

#### (不可抗力による損害)

**第29条** 成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第49条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該

損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた業務の出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）

**第30条** 発注者は、第8条、第17条から第23条まで、第26条、第27条、前条、第33条又は第38条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が同項の業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（検査及び引渡し）

**第31条** 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

3 発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

5 受注者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けな

なければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。

#### (業務委託料の支払い)

**第 32 条** 受注者は、前条第 2 項（同条第 5 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (引渡し前における成果物の使用)

**第 33 条** 発注者は、第 31 条第 3 項又は第 4 項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

#### (前金払)

**第 34 条** 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の 10 分の 3 以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の 10 分の 3 から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を読み替えて準用する。

4 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の 10 分の 4 を超えるときは、業務委託料が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適當であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、業務委託料が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

#### (東日本大震災に伴う前金払の特例措置)

**第 34 条の 2** この業務が、東日本大震災に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「被災市町村の区域」という。）において施工する公共工事（当

該公共工事が施工される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。)に係る業務の場合にあつては、前条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|         |       |       |
|---------|-------|-------|
| 第34条第1項 | 10分の3 | 10分の4 |
| 第34条第3項 | 10分の3 | 10分の4 |
| 第34条第4項 | 10分の4 | 10分の5 |

**(保証契約の変更)**

**第35条** 受注者は、第34条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

**(前払金の使用等)**

**第36条** 受注者は、前払金を、次に定めるこの契約の履行に必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

一 設計又は調査に係る業務 材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額

二 測量に係る業務 材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額

**(第三者による代理受領)**

**第37条** 受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条の規定に基づく支払いをしなければならない。

**(前払金の不払に対する受注者の業務中止)**

**第38条** 受注者は、発注者が第34条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

**(契約不適合責任)**

**第39条** 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者

と協議のうえ、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- 一 履行の追完が不能であるとき。
- 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

#### (発注者の任意解除権)

**第40条** 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第42条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (発注者の催告による解除権)

**第41条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- 二 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- 三 管理技術者を配置しなかったとき。
- 四 正当な理由なく、第39条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

#### (発注者の催告によらない解除権)

**第42条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 三 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 五 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 受注者がこの契約に関し次のいずれかに該当するとき。

イ 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。) 第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき。

ロ 受注者に対してなされた独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。

ハ 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人)が、刑法(明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 6 の規定による刑に処せられたとき。

八 第 45 条又は第 46 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 暴力団(暴力団等排除要綱第 2 条第三号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団等排除要綱第 2 条第四号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

十 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その代表者又は構成員。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 受注者の代表役員等(暴力団等排除要綱別表第一号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。)又は一般役員等(暴力団等排除要綱別表第一号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。)が暴力団員若しくは暴力団関係者(暴力団等排除要綱第 2 条第五号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部(以下「県警」という。)から通報があり、又は県警が認めたとき。

ロ 受注者(その使用人(暴力団等排除要綱別表第二号に規定する使用人をいう。))が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この号において同じ。)、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等(暴力団等排除要綱第 1 条に規定する暴力団等をいう。以下同じ)の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ハ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ニ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ホ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ヘ イからホに掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

ト イからヘに掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例(平成 25 年仙台市条例第 29 号)第 2 条第三号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

チ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

**（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

**第 43 条** 第 41 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

**（暴力団等排除に係る報告義務）**

**第 44 条** 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第 2 条第三号に規定する暴力団員等を含む。以下この条において同じ。）から不当介入（暴力団等排除要綱第 2 条第六号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（暴力団等排除要綱第 7 条第 2 項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

**（受注者の催告による解除権）**

**第 45 条** 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

**（受注者の催告によらない解除権）**

**第 46 条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 19 条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 二 第 20 条の規定による業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

**（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

**第 47 条** 第 45 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

**（解除の効果）**

**第 48 条** この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

**（解除に伴う措置）**

**第 49 条** この契約が業務の完了前に解除された場合において、第 34 条の規定による前払金があったときは、受注者は、第 41 条、第 42 条又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ遅延損害金約定利率の割

合で計算した額の利息を付した額を、第 40 条、第 45 条又は第 46 条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第 2 項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第 34 条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額を前条第 3 項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第 41 条、第 42 条又は次条第 3 項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ遅延損害金約定利率の割合で計算した額の利息を付した額を、第 40 条、第 45 条又は第 46 条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（前条第 2 項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第 7 条第 5 項の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去又は修復若しくは取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。
  - 一 業務の出来形部分に関する撤去費用等  
この契約の解除が第 41 条、第 42 条又は次条第 3 項によるときは受注者が負担し、第 40 条、第 45 条又は第 46 条によるときは発注者が負担する。
  - 二 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等  
受注者が負担する。
- 6 第 4 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第 3 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 41 条、第 42 条又は次条第 3 項の規定によるときは発注者が定め、第 40 条、第 45 条又は第 46 条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 3 項後段及び第 4 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

**(発注者の損害賠償請求等)**

**第 50 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
  - 二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。
  - 三 第 41 条又は第 42 条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
  - 四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第 41 条又は第 42 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
  - 二 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第二号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第一号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。
- 6 第 2 項の場合（第 42 条第七号、第九号及び第十号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

**(受注者の損害賠償請求等)**

**第 51 条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第 45 条又は第 46 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 32 条第 2 項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (損害賠償の予定)

**第 52 条** 受注者は、第 42 条第七号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同条同号イに該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

#### (契約不適合責任期間等)

**第 53 条** 発注者は、引き渡された成果物に関し、第 31 条第 3 項又は第 4 項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 3 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第 1 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第 6 項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第 1 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (保 険)

**第 54 条** 受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければな

らない。

**(賠償金等の徴収)**

**第 55 条** 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで遅延損害金約定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延損害金約定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

**(契約外の事項)**

**第 56 条** この契約書に定めのない事については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

# 工事に係る業務委託契約における最低制限価格取扱要綱

(平成 28 年 3 月 31 日管理者決裁)

## (趣旨)

**第 1 条** この要綱は、競争入札により工事に係る業務委託契約を締結しようとする場合における最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 契約の内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（施行令第 167 条の 13 により準用する場合を含む。）の規定に基づき設定する価格をいう。
- (2) 特例政令適用基準額 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 3 条に規定する総務大臣の定める区分に応じ総務大臣の定める額をいう。
- (3) 入札執行者 入札事務を執行する職員をいう。

## (対象とする契約)

**第 3 条** この要綱は、競争入札により予定価格 100 万円以上特例政令適用基準額未満の、次に掲げる工事に係る業務委託契約を締結しようとする場合について適用する。

- (1) 測量業務
- (2) 建築設計業務
- (3) 土木設計業務
- (4) 地質調査業務

## (入札参加者への周知)

**第 4 条** 前条の場合においては、当該契約に係る仙台市ガス局契約規程（昭和 39 年仙台市ガス局規程第 8 号）第 5 条に規定する一般競争入札の公告を実施する場合にあっては当該公告に、施行令第 167 条の 12 第 2 項に規定する指名競争入札の指名に係る通知を実施する場合にあっては当該通知に、この要綱の規定を適用する旨を明示するものとする。

## (最低制限価格の算出方法)

**第 5 条** 最低制限価格は、当該契約に係る仙台市ガス局の予定価格の算出の基礎となった設計書に基づき、次の各号に掲げる業務区分に応じて、当該各号のアからエ（第 1 号にあってはアからウ）に定める額（いずれも当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）の合計額（以下「算定基礎額」という。）とする。ただし、算定基礎額が、当該各号のオ（第 1 号にあってはエ）に定める額を超える場合にあっては当該各号のオ（第 1 号にあってはエ）に定める額とし、当該各号のカ（第 1 号にあってはオ）に定める額に満たない場合にあっては当該各号のカ（第 1 号にあってはオ）に定める額（いずれも当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

- (1) 測量業務
  - ア 直接測量費
  - イ 測量調査費
  - ウ 諸経費に 100 分の 48 を乗じた額

- エ 当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額（以下「予定価格（税抜き）」という。）に100分の82を乗じた額
- オ 予定価格（税抜き）に100分の60を乗じた額
- (2) 建築設計業務
  - ア 直接人件費
  - イ 特別経費
  - ウ 技術料等経費に100分の60を乗じた額
  - エ 諸経費に100分の60を乗じた額
  - オ 予定価格（税抜き）に100分の80を乗じた額
  - カ 予定価格（税抜き）に100分の60を乗じた額
- (3) 土木設計業務
  - ア 直接人件費
  - イ 直接経費
  - ウ その他原価に100分の90を乗じた額
  - エ 一般管理費等に100分の48を乗じた額
  - オ 予定価格（税抜き）に100分の80を乗じた額
  - カ 予定価格（税抜き）に100分の60を乗じた額
- (4) 地質調査業務
  - ア 直接調査費
  - イ 間接調査費に100分の90を乗じた額
  - ウ 解析等調査業務費に100分の80を乗じた額
  - エ 諸経費に100分の48を乗じた額
  - オ 予定価格（税抜き）に100分の85を乗じた額
  - カ 予定価格（税抜き）に3分の2を乗じた額

2 当該契約が前項各号に掲げる複数の業務区分から成る場合の最低制限価格は、前項の規定にかかわらず、その契約に係る予定価格の算出の基礎となった設計書に基づき前項各号に掲げる各業務区分ごとに算出した算定基礎額（ただし、算定基礎額が、前項各号のオ（第1号にあってはエ）に定める額を超える場合にあっては前項各号のオ（第1号にあってはエ）に定める額とし、前項各号のカ（第1号にあってはオ）に定める額に満たない場合にあっては前項各号のカ（第1号にあってはオ）に定める額（いずれも当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）の合計額とする。

#### (入札の執行)

- 第6条** 入札執行者は、最低制限価格を下回る入札があったときは、当該入札を行った者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。この場合において、入札執行者は、当該入札者に対して、その旨を告げるものとする。
- 2 落札者となるべき入札者がなかったときは、入札執行者は、再度の入札を行うものとし、全ての入札者に対してその旨を告げるものとする。
  - 3 前項の場合において、落札者となるべき入札者がなかったときは、入札執行者は、当該入札を中止するものとし、全ての入札者に対してその旨を告げるものとする。

(その他)

第7条 この要綱の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、実施日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月31日改正)

(実施期日)

1 この改正は、令和2年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 改正後のこの要綱の規定は、実施日以後に一般競争入札に係る公告又は指名競争入札に係る指名の通知が行われる契約について適用し、同日前に当該公告又は当該指名の通知が行われた契約については、なお従前の例による。

# 現場説明書

ガス局製造供給部供給企画課

下記のとおり説明いたします。

| 1          | 委託業務名  | 高鉄車両基地線推進部設計業務委託   |     |      |      |       |   |  |            |   |  |     |   |  |       |   |  |         |   |  |     |   |  |     |   |  |     |   |  |         |   |  |
|------------|--------|--|-----|------|------|-------|---|--|------------|---|--|-----|---|--|-------|---|--|---------|---|--|-----|---|--|-----|---|--|-----|---|--|---------|---|--|
| 2          | 現場説明場所 | 令和3年1月25日から令和3年2月12日まで<br>仙台市ガス局 幸町庁舎 四階東側 閲覧コーナー にて閲覧   |     |      |      |       |   |  |            |   |  |     |   |  |       |   |  |         |   |  |     |   |  |     |   |  |     |   |  |         |   |  |
| 3          | 説明事項   | <p>※本業務委託は、令和元年10月以降適用の土木工事標準積算基準書（宮城県土木部）「設計業務等標準積算基準書（令和元年度版）（一財）経済調査会発行」により、予定価格を算出している業務委託である。</p> <p>1. 本委託の履行期限は、令和3年6月30日までとする。</p> <p>2. 現場説明に対する質問及び回答について。<br/>詳細については、入札説明書を参照のこと。</p> <p>3. 本委託は、仙台市ガス局契約規程（昭和39年仙台市ガス規程第8号）、契約書及び設計図書に基づき行うものとする。<br/>なお、設計図書と参考図書の取扱いは、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>図書名</th> <th>設計図書</th> <th>参考図書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計書表紙</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現場説明書及び回答書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仕様書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記仕様書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計条件項目表</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内訳書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>明細書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>位置図</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>施工条件明示書</td> <td>○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 本委託においては、宮城県土木部作成の共通仕様書（建設関連業務）の文中における宮城県を仙台市ガス局と読替え準用するものとする。ただし、図面及び特記仕様書に記載されている事項は、共通仕様書(建設関連業務)に優先するものとする。</p> <p>5. 業務実績登録（テクリス）<br/>受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、15日（休日等を除く）以内に調査職員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。</p> | 図書名 | 設計図書 | 参考図書 | 設計書表紙 | ○ |  | 現場説明書及び回答書 | ○ |  | 仕様書 | ○ |  | 特記仕様書 | ○ |  | 設計条件項目表 | ○ |  | 内訳書 | ○ |  | 明細書 | ○ |  | 位置図 | ○ |  | 施工条件明示書 | ○ |  |
| 図書名        | 設計図書   | 参考図書   |     |      |      |       |   |  |            |   |  |     |   |  |       |   |  |         |   |  |     |   |  |     |   |  |     |   |  |         |   |  |
| 設計書表紙      | ○      |  |     |      |      |       |   |  |            |   |  |     |   |  |       |   |  |         |   |  |     |   |  |     |   |  |     |   |  |         |   |  |
| 現場説明書及び回答書 | ○      |  |     |      |      |       |   |  |            |   |  |     |   |  |       |   |  |         |   |  |     |   |  |     |   |  |     |   |  |         |   |  |
| 仕様書        | ○      |  |     |      |      |       |   |  |            |   |  |     |   |  |       |   |  |         |   |  |     |   |  |     |   |  |     |   |  |         |   |  |
| 特記仕様書      | ○      |  |     |      |      |       |   |  |            |   |  |     |   |  |       |   |  |         |   |  |     |   |  |     |   |  |     |   |  |         |   |  |
| 設計条件項目表    | ○      |  |     |      |      |       |   |  |            |   |  |     |   |  |       |   |  |         |   |  |     |   |  |     |   |  |     |   |  |         |   |  |
| 内訳書        | ○      |  |     |      |      |       |   |  |            |   |  |     |   |  |       |   |  |         |   |  |     |   |  |     |   |  |     |   |  |         |   |  |
| 明細書        | ○      |  |     |      |      |       |   |  |            |   |  |     |   |  |       |   |  |         |   |  |     |   |  |     |   |  |     |   |  |         |   |  |
| 位置図        | ○      |  |     |      |      |       |   |  |            |   |  |     |   |  |       |   |  |         |   |  |     |   |  |     |   |  |     |   |  |         |   |  |
| 施工条件明示書    | ○      |  |     |      |      |       |   |  |            |   |  |     |   |  |       |   |  |         |   |  |     |   |  |     |   |  |     |   |  |         |   |  |

登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

6. 受託者は、仙台市ガス局契約規程及び仙台市ガス局前金払取扱要綱の定めにより、前払金の支払いを請求できる。

7. 成果品

成果品については仕様書に基づくものとし、調査職員と十分協議のうえ提出するものとする。

なお、重要構造物についてはチェックリスト、チェックシートを併せて提出するものとする。

8. ウィークリースタンスの取り組み運用について

本業務はウィークリースタンスの取り組み運用対象業務であることから、「委託業務におけるウィークリースタンスの取り組み運用」に基づき取り組むものとする。

# 位置図

委託業務名：高鉄車両基地線推進部設計業務委託

委託場所：仙台市太白区富田字南ノ東外地内



# 高鉄車両基地線推進部設計業務委託仕様書

## (適用範囲)

第1条 この仕様書は、仙台市太白区富田字南ノ東外地内の推進部設計業務委託に適用するものとし、仙台市ガス局契約規程に基づく契約書及び設計図書並びに特記仕様書等に基づき行うものとする。

## (業務範囲)

第2条 本業務は、仙台市太白区富田字南ノ東外地内の推進工事を施工するにあたり、必要となる資料等を作成する業務である。

本委託の完成期日は令和3年6月30日とする。

業務の具体的な内容は次のとおりとする。

- 1 測量  
施工計画に必要な路線測量を行う。
- 2 地質調査  
各設計の基礎資料となる地質調査、土質調査を行う。
- 3 施工計画  
安全な施工方法を検討し、施工計画を立案する。
- 4 推進設計  
想定延長34.0mの小口径推進（φ700mm）の詳細設計を行う。
- 5 地震  
推進工法にあたっては、下水道に準じて設計を行い、レベル1及び2地震動に対応する応答変位法による耐震設計を行うこととする。
- 6 関係機関との協議資料作成  
道路管理者等との協議資料作成を行う。

## (土地の立ち入り等)

第3条 受注者は現地調査のための立ち入り等を行う場合は、常に担当者と綿密な連絡を取り、その指示を受けなければならない。

## (協議事項等)

第4条 受注者は、道路法その他の規制を受ける場合は、担当者と打合せの上関係機関とよく協議し、後日設計にて戻りがないよう十分注意することとする。

(疑義)

第5条 受注者は疑義が生じた場合、担当者に速やかに連絡し、その指示を受けなければならない。

(必要事項の補充)

第6条 この仕様書及び設計図書並びに現場説明資料は、必要な事項のうち主要な事項を示すもので、これらに記載のない事項であっても、技術上当然必要と認められるものについては受注者の責任において補充するものとする。

(準拠すべき図書)

第7条 業務は下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ担当者の承認を受けなければならない。

- (1) ガス事業法及び関係法令 (経済産業省)
- (2) 本支管指針 (設計編) (日本ガス協会)
- (3) 中低圧ガス導管耐震設計指針 (日本ガス協会)
- (4) 設計業務等標準積算基準書 (2019年度版) (一般財団法人 経済調査会)
- (5) 下水道用設計標準歩掛表 (令和元年度) (公益財団法人 日本下水道協会)

(設計一般)

第8条 設計は、施工性、経済性、耐久性及び環境等の要件を満足するよう正確かつ丁寧に業務を実施するものとする。

- 2 設計にあたっては、現地をよく調査し、現地の地形的条件及び他工事の施工計画との関連及び工事材料に関する経済的条件を考慮して、最も現地に合致した設計を行うものとする。
- 3 設計にあたっては本支管指針 (設計編)・中低圧ガス導管耐震設計指針に準じて行い、特許等の特殊なものを使用する場合には、担当者の承諾を受け設計図書にその詳細について明示しなければならない。

(成果品の提出)

第9条 受注者は、下記の成果品を審査に合格後、成果品一覧表を添付の上発注者に提出することとする。

| 成果品                               | 製本  | 複写図 |
|-----------------------------------|-----|-----|
| 「宮城県土木部共通仕様書 (建設関連業務)」<br>を読み替え準用 | 3部※ | 3部  |

※ 金文字黒表紙製本 1部、ファイル綴じ製本 2部

(成果品の帰属)

第10条 成果品は全て発注者の所有とし、発注者の承諾を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。

(その他)

第11条 設計図書の様式、数量の単位及び計算方式については、担当者の指示により決定するものとする。

2 その他この仕様書に記載のない事項については、宮城県土木部作成の共通仕様書（建設関連業務）の文中における「宮城県土木部」を「仙台市ガス局」と読み替え準用し、担当者の指示により設計業務を行うものとする。

# 高鉄車両基地線推進部設計業務委託特記仕様書

## 1. 適用範囲

この特記仕様書は、高鉄車両基地線推進部設計業務委託に適用する。

## 2. 設計条件

◎ガス管仕様

| 使用圧力種別 | 設計圧力 (MPa) | 呼び径 (mm) | 条数 |
|--------|------------|----------|----|
| 中圧     | 0.9        | 200      | 2  |

※呼び径は上記を基本とするが、不可能な場合は別途協議するものとする。

※2条のうち1条については、使用圧力種別を低圧として想定しているが、本業務委託における使用圧力種別は中圧とする。

## 3. その他

・積算にあたっては、次のとおり想定している。

1. 推進設計：小口径推進（ $\phi 700$  mm）
2. ボーリング調査：2箇所、1箇所あたり砂質土4 m、礫質土4 m、軟岩2 m
3. 標準貫入試験：1 m毎
4. 孔内水平載荷試験：ボーリング孔1箇所につき1試験、計2試験
5. 土質試験：ボーリング孔1箇所につき1試験、計2試験
6. 総合解析：調査結果をまとめ、断面図の作成、設計に必要な土質定数の設定等を行う。

・管渠詳細設計業務については、推進工法について3工法を比較検討することとする。

・提出する推進工事の設計書については、宮城県土木部発行の土木工事標準積算基準書に準拠する。

・受注者はコリンズ・テクリスに登録すること。

・受注者は、共通仕様書（建設関連業務）〔地質・土質調査業務〕第118条成果品の提出に基づき、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けたうえで、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。

受注者は、発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」を記入したうえで検定の申し込みを行うこととする。

なお、検定に関する費用は、委託契約締結後、設計変更にて計上することとし、諸経费率算定の対象額としない。

受注者は、納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を発注者に提出するものとする。

## 施工条件明示書

1. 縦断測量における作業内容は観測、縦断面図作成、点検整理とする。  
横断測量における作業内容は観測、横断面図作成、点検整理とする。
  
2. 測量業務における変化率については、以下のとおりとする。
  - ① 縦断測量 地域による変化率：都市近郊・平地  
交通量による変化率：0～1,000 台未満／12 時間
  - ② 横断測量 地域による変化率：都市近郊・平地  
交通量による変化率：0～1,000 台未満／12 時間  
曲線数による変化率：曲線数 2  
測量幅：標準  
測点間隔による変化率：標準

以上

## 設計条件項目表

| 項 目             | 設計条件   |
|-----------------|--|
| 工 期             | 令和3年 月 日 ~ 令和3年6月30日   |
| 場 所             | 仙台市太白区富田字南ノ東外地内  |
| 管径・工法及び延長       | 推進工法(刃口、小口径) L=34m   |
|                 | ガス管(中圧:二層被覆鋼管)200A・・・1条  |
|                 | ガス管(低圧:二層被覆鋼管)200A・・・1条  |
| 特殊構造物           | 特殊構造物(有・ <input checked="" type="radio"/> ) : 耐震設計(有・ <input checked="" type="radio"/> ) |
| 報告書作成           | <input checked="" type="radio"/> ・ 無   |
| 設計協議            | 中間打合せ 1回   |
| 施工方法等の<br>比較検討  | <input checked="" type="radio"/> ・ 無   |
| 耐震計算<br>(応答変位法) | <input checked="" type="radio"/> (管渠) ・ 無  |
| 耐震設計            | レベル1地震動 ・ <input checked="" type="radio"/> レベル1及び2地震動 ・ 無                                |
| 設計条件補正          | 有 ( ) ・ <input checked="" type="radio"/> 無   |
| 地盤条件補正          | 有 ( ) ・ <input checked="" type="radio"/> 無   |
| 工区数補正           | 有 ( ) ・ <input checked="" type="radio"/> 無   |
| その他補正           | 有 ( ) ・ <input checked="" type="radio"/> 無   |

|     |  |    |  |    |  |    |  |    |  |       |  |     |  |     |  |   |
|-----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|-------|--|-----|--|-----|--|---|
| 管理者 |  | 次長 |  | 部長 |  | 課長 |  | 係長 |  | 予算担当員 |  | 検算者 |  | 設計者 |  | 印 |
|-----|--|----|--|----|--|----|--|----|--|-------|--|-----|--|-----|--|---|

設 計 書

起工番号 : R2-Y12GB-006-01

委託名 : 高鉄車両基地線推進部設計業務委託

設計年月日 : 令和2年12月28日

委託場所 : 仙台市太白区富田字南ノ東外地内

委託理由 : 本業務は、高鉄車両基地線の中圧管工事に必要な推進工事の設計業務である。

委託概要 : 推進部 1 箇所 2W-200A×2条、小口径推進 (φ700mm) L=34.0m

測量及び地質調査を含む

履行期限 : 完成年月日 令和3年 6月30日

|           | 税 抜 き 額 | 消 費 税 額 | 計 |
|-----------|---------|---------|---|
| 業 務 委 託 費 |         |         |   |
|           |         |         |   |

R2-Y12GB-006-01

第1号

高鉄車両基地線推進部設計業務委託

## 内 訳 書

| 名 称 ・ 規 格  | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要    |
|------------|-----|-------|-------|-------|--------|
| 業務委託費      |     | _____ | _____ | _____ |        |
| 測量業務価格     | 式   | 1.000 | _____ | _____ | 第2号内訳書 |
| 地質調査業務価格   | 式   | 1.000 | _____ | _____ | 第3号内訳書 |
| 解析等調査業務価格  | 式   | 1.000 | _____ | _____ | 第4号内訳書 |
| 管渠詳細設計業務価格 | 式   | 1.000 | _____ | _____ | 第5号内訳書 |
| 小 計        |     | _____ | _____ | _____ |        |
| 消費税相当額     |     | _____ | _____ | _____ |        |
| 業務委託費計     |     | _____ | _____ | _____ |        |
|            |     | _____ | _____ | _____ |        |
|            |     | _____ | _____ | _____ |        |
|            |     | _____ | _____ | _____ |        |
|            |     | _____ | _____ | _____ |        |
|            |     | _____ | _____ | _____ |        |
|            |     | _____ | _____ | _____ |        |

R2-Y12GB-006-01

第2号

高鉄車両基地線推進部設計業務委託

## 内 訳 書

| 名 称 ・ 規 格       | 単位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要    |
|-----------------|----|-------|-------|-------|--------|
| 測量作業価格<br>直接測量費 |    | _____ | _____ | _____ |        |
| 路線測量 縦断測量       | km | 0.034 | _____ | _____ | 第1号明細書 |
| 横断測量            | km | 0.034 | _____ | _____ | 第2号明細書 |
| 小 計             |    | _____ | _____ | _____ |        |
| 直接経費 安全費        | 式  | 1.000 | _____ | _____ |        |
| 直接測量費計          |    | _____ | _____ | _____ |        |
| 諸経費             | 式  | 1.000 | _____ | _____ |        |
| 測量作業価格計         |    | _____ | _____ | _____ |        |
| 測量作業価格          |    | _____ | _____ | _____ |        |
|                 |    | _____ | _____ | _____ |        |
|                 |    | _____ | _____ | _____ |        |
|                 |    | _____ | _____ | _____ |        |
|                 |    | _____ | _____ | _____ |        |
|                 |    | _____ | _____ | _____ |        |
|                 |    | _____ | _____ | _____ |        |

R2-Y12GB-006-01

第3号

高鉄車両基地線推進部設計業務委託

## 内 訳 書

| 名 称 ・ 規 格         | 単 位 | 数 量   | 単 価 | 金 額 | 摘 要     |
|-------------------|-----|-------|-----|-----|---------|
| 地質調査業務価格<br>直接調査費 |     |       |     |     |         |
| 土質地質調査 機械ボーリング    | 式   | 1.000 |     |     | 第11号明細書 |
| 原位置試験             | 式   | 1.000 |     |     | 第12号明細書 |
| サンプリング            | 式   | 1.000 |     |     | 第13号明細書 |
| 室内試験              | 式   | 1.000 |     |     | 第14号明細書 |
| 資料整理とりまとめ         | 業務  | 1.000 |     |     | 第15号明細書 |
| 断面図等の作成           | 業務  | 1.000 |     |     | 第16号明細書 |
| 小 計               |     |       |     |     |         |
| 電子成果品作成費          |     |       |     |     |         |
| 直接調査費計            |     |       |     |     |         |
| 間接調査費 足場仮設等       | 式   | 1.000 |     |     | 第17号明細書 |
| 運搬費               | 日   |       |     |     | 第18号明細書 |
| 施工管理費             | 式   | 1.000 |     |     |         |
| 間接調査費計            |     |       |     |     |         |
| 業務管理費 諸経費         | 式   | 1.000 |     |     |         |

R2-Y12GB-006-01

第3号

高鉄車両基地線推進部設計業務委託

## 内 訳 書

| 名 称 ・ 規 格       | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|-----------------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 一般調査業務費<br>純調査費 |     | _____ | _____ | _____ |     |
| 地質調査業務価格        |     | _____ | _____ | _____ |     |
|                 |     | _____ | _____ | _____ |     |
|                 |     | _____ | _____ | _____ |     |
|                 |     | _____ | _____ | _____ |     |
|                 |     | _____ | _____ | _____ |     |
|                 |     | _____ | _____ | _____ |     |
|                 |     | _____ | _____ | _____ |     |
|                 |     | _____ | _____ | _____ |     |
|                 |     | _____ | _____ | _____ |     |
|                 |     | _____ | _____ | _____ |     |
|                 |     | _____ | _____ | _____ |     |
|                 |     | _____ | _____ | _____ |     |
|                 |     | _____ | _____ | _____ |     |

R2-Y12GB-006-01

第4号

高鉄車両基地線推進部設計業務委託

## 内 訳 書

| 名 称 ・ 規 格          | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要     |
|--------------------|-----|-------|-------|-------|---------|
| 解析等調査業務価格<br>直接業務費 |     | _____ | _____ | _____ |         |
| 既存資料の収集・現地調査       | 業務  | 1.000 | _____ | _____ | 第21号明細書 |
| 資料整理とりまとめ          | 業務  | 1.000 | _____ | _____ | 第22号明細書 |
| 断面図等の作成            | 業務  | 1.000 | _____ | _____ | 第23号明細書 |
| 総合解析とりまとめ          | 業務  | 1.000 | _____ | _____ | 第24号明細書 |
| 打合せ協議              | 業務  | 1.000 | _____ | _____ | 第25号明細書 |
| 直接業務費計             |     | _____ | _____ | _____ |         |
| 間接原価<br>その他原価      | 式   | 1.000 | _____ | _____ |         |
| 解析等調査業務原価          |     | _____ | _____ | _____ |         |
| 一般管理費等             | 式   | 1.000 | _____ | _____ |         |
| 解析等調査業務計           |     | _____ | _____ | _____ |         |
| 解析等調査業務価格          |     | _____ | _____ | _____ |         |
|                    |     | _____ | _____ | _____ |         |
|                    |     | _____ | _____ | _____ |         |

R2-Y12GB-006-01

第5号

高鉄車両基地線推進部設計業務委託

## 内 訳 書

| 名 称 ・ 規 格           | 単 位 | 数 量   | 単 価 | 金 額 | 摘 要     |
|---------------------|-----|-------|-----|-----|---------|
| 管渠詳細設計業務価格<br>直接業務費 |     |       |     |     |         |
| 小口径推進工（詳細設計）        | 業務  | 1.000 |     |     | 第31号明細書 |
| 報告書作成（詳細設計）         | 業務  | 1.000 |     |     | 第32号明細書 |
| 設計協議（詳細設計）          | 業務  | 1.000 |     |     | 第33号明細書 |
| 管渠施設耐震設計（詳細設計）      | 業務  | 1.000 |     |     | 第34号明細書 |
| 直接業務費計              |     |       |     |     |         |
| 間接原価<br>その他原価       | 式   | 1.000 |     |     |         |
| 管渠詳細設計業務原価          |     |       |     |     |         |
| 一般管理費等              | 式   | 1.000 |     |     |         |
| 管渠詳細設計業務計           |     |       |     |     |         |
| 管渠詳細設計業務価格          |     |       |     |     |         |
|                     |     |       |     |     |         |
|                     |     |       |     |     |         |
|                     |     |       |     |     |         |
|                     |     |       |     |     |         |

第1号

縦断測量（都市近郊、平地）

明 細 書

1 kmあたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 測量技師      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 測量技師補     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 測量助手      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 直接人件費計    |     | _____ | _____ | _____ |     |
| 機械経費      | 式   | 1.000 | _____ | _____ |     |
| 材料費       | 式   | 1.000 | _____ | _____ |     |
| 精度管理費     | 式   | 1.000 | _____ | _____ |     |
| 計         | 式   | _____ | _____ | _____ |     |
| 1 kmあたり   |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |

第2号

横断測量（都市近郊、平地）

明 細 書

1 kmあたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 測量技師      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 測量技師補     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 測量助手      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 直接人件費計    |     | _____ | _____ | _____ |     |
| 機械経費      | 式   | 1.000 | _____ | _____ |     |
| 材料費       | 式   | 1.000 | _____ | _____ |     |
| 精度管理費     | 式   | 1.000 | _____ | _____ |     |
| 計         | 式   | _____ | _____ | _____ |     |
| 1 kmあたり   |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |

第11号

機械ボーリング

明 細 書

1式あたり

| 名 称 ・ 規 格                          | 単位 | 数 量   | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|------------------------------------|----|-------|-----|-----|-----|
| 土質ボーリング<br>（砂・砂質土） φ66mm<br>オールコア  | m  | 8.000 |     |     |     |
| 土質ボーリング<br>（礫混じり土砂） φ66mm<br>オールコア | m  | 8.000 |     |     |     |
| 岩盤ボーリング<br>（軟岩） φ66mm<br>オールコア     | m  | 4.000 |     |     |     |
| 土質ボーリング<br>（砂・砂質土） φ86mm<br>ノンコア   | m  | 8.000 |     |     |     |
| 土質ボーリング<br>（礫混じり土砂） φ86mm<br>ノンコア  | m  | 8.000 |     |     |     |
| 岩盤ボーリング<br>（軟岩） φ86mm              | m  | 4.000 |     |     |     |
| 小 計                                |    |       |     |     |     |
|                                    |    |       |     |     |     |
|                                    |    |       |     |     |     |
|                                    |    |       |     |     |     |
|                                    |    |       |     |     |     |
|                                    |    |       |     |     |     |
|                                    |    |       |     |     |     |
|                                    |    |       |     |     |     |
|                                    |    |       |     |     |     |
|                                    |    |       |     |     |     |

第12号

原位置試験

明 細 書

1式あたり

| 名 称 ・ 規 格             | 単位 | 数 量   | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------------------|----|-------|-----|-----|-----|
| 標準貫入試験 (砂・砂質土) φ86mm  | 回  | 8.000 |     |     |     |
| 標準貫入試験 (礫混じり土砂) φ86mm | 回  | 8.000 |     |     |     |
| 標準貫入試験 (軟岩) φ86mm     | 回  | 4.000 |     |     |     |
| 孔内水平載荷試験 (普通載荷)       | 回  | 2.000 |     |     |     |
| 小 計                   |    |       |     |     |     |
|                       |    |       |     |     |     |
|                       |    |       |     |     |     |
|                       |    |       |     |     |     |
|                       |    |       |     |     |     |
|                       |    |       |     |     |     |
|                       |    |       |     |     |     |
|                       |    |       |     |     |     |
|                       |    |       |     |     |     |
|                       |    |       |     |     |     |
|                       |    |       |     |     |     |
|                       |    |       |     |     |     |

第13号

サンプリング

明 細 書

1式あたり

| 名 称 ・ 規 格          | 単 位 | 数 量   | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|--------------------|-----|-------|-----|-----|-----|
| シンウォールサンプリング (粘性土) | 本   | 2.000 |     |     |     |
| 小 計                |     |       |     |     |     |
|                    |     |       |     |     |     |
|                    |     |       |     |     |     |
|                    |     |       |     |     |     |
|                    |     |       |     |     |     |
|                    |     |       |     |     |     |
|                    |     |       |     |     |     |
|                    |     |       |     |     |     |
|                    |     |       |     |     |     |
|                    |     |       |     |     |     |
|                    |     |       |     |     |     |
|                    |     |       |     |     |     |
|                    |     |       |     |     |     |
|                    |     |       |     |     |     |
|                    |     |       |     |     |     |
|                    |     |       |     |     |     |

第14号

室内試験

明 細 書

1 試料あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-----|-----|-----|
| 土粒子の密度試験  | 試料  | 2.000 |     |     |     |
| 土の含水比試験   | 試料  | 2.000 |     |     |     |
| 土の粒度試験    | 試料  | 2.000 |     |     |     |
| 土の液性限界試験  | 試料  | 2.000 |     |     |     |
| 土の塑性限界試験  | 試料  | 2.000 |     |     |     |
| 土の湿潤密度試験  | 試料  | 2.000 |     |     |     |
| 土の一軸圧縮試験  | 試料  | 2.000 |     |     |     |
| 土の圧密試験    | 試料  | 2.000 |     |     |     |
| 小 計       |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |

第15号

資料整理とりまとめ

明 細 書

1 業務あたり

| 名 称 ・ 規 格       | 単位 | 数 量   | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------------|----|-------|-----|-----|-----|
| 直接労務費<br>直接調査費分 | 業務 | 1.000 |     |     |     |
| 小 計             |    |       |     |     |     |
| 調査業務補正          | 率  |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |

第16号

断面図等の作成

明 細 書

1 業務あたり

| 名 称 ・ 規 格       | 単位 | 数 量   | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------------|----|-------|-----|-----|-----|
| 直接労務費<br>直接調査費分 | 業務 | 1.000 |     |     |     |
| 小 計             |    |       |     |     |     |
| 調査業務補正          | 率  |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |
|                 |    |       |     |     |     |

第17号

足場仮設等

明 細 書

1式あたり

| 名 称 ・ 規 格        | 単 位 | 数 量   | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|------------------|-----|-------|-----|-----|-----|
| 平坦地足場<br>高さ0.3m超 | 箇所  | 2.000 |     |     |     |
| 準備及び跡片付け         | 業務  | 2.000 |     |     |     |
| 調査孔閉塞            | 箇所  | 2.000 |     |     |     |
| 小 計              |     |       |     |     |     |
|                  |     |       |     |     |     |
|                  |     |       |     |     |     |
|                  |     |       |     |     |     |
|                  |     |       |     |     |     |
|                  |     |       |     |     |     |
|                  |     |       |     |     |     |
|                  |     |       |     |     |     |
|                  |     |       |     |     |     |
|                  |     |       |     |     |     |
|                  |     |       |     |     |     |
|                  |     |       |     |     |     |
|                  |     |       |     |     |     |
|                  |     |       |     |     |     |

第18号  
運搬費

明 細 書

1日あたり

| 名 称 ・ 規 格   | 単位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|-------------|----|-------|-------|-------|-----|
| 労務費 運転手（特殊） | 人  | _____ | _____ | _____ |     |
| 燃料費 軽油 1.2号 | L  | _____ | _____ | _____ |     |
| クレーントラック損料  | 日  | _____ | _____ | _____ |     |
| クレーントラック損料  | h  | _____ | _____ | _____ |     |
| 小 計         |    | _____ | _____ | _____ |     |
|             |    | _____ | _____ | _____ |     |
|             |    | _____ | _____ | _____ |     |
|             |    | _____ | _____ | _____ |     |
|             |    | _____ | _____ | _____ |     |
|             |    | _____ | _____ | _____ |     |
|             |    | _____ | _____ | _____ |     |
|             |    | _____ | _____ | _____ |     |
|             |    | _____ | _____ | _____ |     |
|             |    | _____ | _____ | _____ |     |
|             |    | _____ | _____ | _____ |     |

第21号

既存資料の収集・現地調査

明 細 書

1 業務あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単位 | 数 量   | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------|----|-------|-----|-----|-----|
| 直接人件費     | 業務 | 1.000 |     |     |     |
| 小 計       |    |       |     |     |     |
| 調査業務補正    | 率  |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |

第22号

資料整理とりまとめ

明 細 書

1 業務あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-----|-----|-----|
| 直接人件費     | 業務  | 1.000 |     |     |     |
| 小 計       |     |       |     |     |     |
| 調査業務補正    | 率   |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |

第23号

断面図等の作成

明 細 書

1 業務あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単位 | 数 量   | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------|----|-------|-----|-----|-----|
| 直接人件費     | 業務 | 1.000 |     |     |     |
| 小 計       |    |       |     |     |     |
| 調査業務補正    | 率  |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |
|           |    |       |     |     |     |

第24号

総合解析とりまとめ

明 細 書

1業務あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価 | 金 額 | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-----|-----|-----|
| 直接人件費     | 業務  | 1.000 |     |     |     |
| 小 計       |     |       |     |     |     |
| 調査業務補正    | 率   |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |
|           |     |       |     |     |     |

第25号

打合せ協議

中間打合せ1回

明 細 書

1業務あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 測量主任技師    | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 測量技師      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 測量技師補     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |

第31号

小口径推進工(詳細設計)

明 細 書

1業務あたり

| 名 称 ・ 規 格    | 単位 | 数 量   | 単 価 | 金 額 | 摘 要        |
|--------------|----|-------|-----|-----|------------|
| 現地踏査 (詳細設計)  | 業務 | 1.000 |     |     | 第100号明細書   |
| 現地作業 (詳細設計)  | 業務 | 1.000 |     |     | 第101号明細書   |
| 設計計画 (詳細設計)  | 業務 | 1.000 |     |     | 第102号明細書   |
| 各種計算 (詳細設計)  | 業務 | 1.000 |     |     | 第103号明細書   |
| 設計図作成 (詳細設計) | 業務 | 1.000 |     |     | 第104号明細書   |
| 数量計算 (詳細設計)  | 業務 | 1.000 |     |     | 第105号明細書   |
| 照査 (詳細設計)    | 業務 | 1.000 |     |     | 第106号明細書   |
| 施工方法等の比較検討   | 業務 | 1.000 |     |     | 第107号明細書   |
| 小 計          |    |       |     |     |            |
| 設計条件による補正    | 率  |       |     |     | 延長補正, 工法補正 |
|              |    |       |     |     |            |
|              |    |       |     |     |            |
|              |    |       |     |     |            |
|              |    |       |     |     |            |
|              |    |       |     |     |            |

第32号

報告書作成（詳細設計）

明 細 書

1業務あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 主任技師      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（A）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（B）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（C）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 小 計       |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |

第33号

設計協議（詳細設計）

中間打合せ1回

明 細 書

1業務あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 主任技師      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（A）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（B）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 小 計       |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |

第34号

管渠施設耐震設計（詳細設計）

明 細 書

1業務あたり

| 名 称 ・ 規 格  | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|------------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 主任技師       | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（A）      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（B）      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（C）      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技術員        | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 小 計        |     | _____ | _____ | _____ |     |
| 設計条件等による補正 | 率   | _____ | _____ | _____ |     |
| 延長補正、工法補正  |     | _____ | _____ | _____ |     |
|            |     | _____ | _____ | _____ |     |
|            |     | _____ | _____ | _____ |     |
|            |     | _____ | _____ | _____ |     |
|            |     | _____ | _____ | _____ |     |
|            |     | _____ | _____ | _____ |     |
|            |     | _____ | _____ | _____ |     |
|            |     | _____ | _____ | _____ |     |
|            |     | _____ | _____ | _____ |     |

第100号

現地踏査（詳細設計）

明 細 書

1業務あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 技師長       | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 主任技師      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（A）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（B）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（C）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技術員       | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 小 計       |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |

第101号

現地作業（詳細設計）

明 細 書

1 業務あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 技師長       | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 主任技師      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（A）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（B）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（C）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技術員       | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 小 計       |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |

第102号

設計計画（詳細設計）

明 細 書

1業務あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 技師長       | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 主任技師      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（A）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（B）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（C）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 小 計       |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |

第103号

各種計算（詳細設計）

明 細 書

1業務あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 主任技師      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（A）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（B）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（C）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技術員       | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 小 計       |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |

第104号

設計図作成（詳細設計）

明 細 書

1業務あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 主任技師      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（A）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（B）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（C）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技術員       | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 小 計       |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |

第105号

数量計算（詳細設計）

明 細 書

1業務あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 主任技師      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（A）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（B）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（C）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技術員       | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 小 計       |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |

第106号

照査（詳細設計）

明 細 書

1業務あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 技師長       | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 主任技師      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 小 計       |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |

第107号

施工方法等の比較検討

明 細 書

1 業務あたり

| 名 称 ・ 規 格 | 単 位 | 数 量   | 単 価   | 金 額   | 摘 要 |
|-----------|-----|-------|-------|-------|-----|
| 主任技術者     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師長       | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 主任技師      | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（A）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（B）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技師（C）     | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 技術員       | 人   | _____ | _____ | _____ |     |
| 小 計       |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |
|           |     | _____ | _____ | _____ |     |